

業務改善助成金は、最低賃金の引き上げに向けた環境整備を図ることを目的としており、



香川労働局から

最大  
**600万円**  
の助成が  
受けられます

### 活用のポイント

※ 交付申請前の賃金引き上げ、  
交付決定前の設備投資は対象外。

事業場内最低賃金の引き上げと設備投資等  
を含む生産性向上に資する計画を作成



香川労働局に交付申請書を提出  
**令和8年9月1日から受付**  
賃金の引き上げは、交付申請後から令和8年度  
改定の香川県最低賃金発効日\*の前日までに実施



香川労働局から交付決定通知



設備投資  
設備投資（導入機器等の納品や契約）等は、  
**交付決定後に実施**



事業実績報告等と助成金支給申請書を  
香川労働局に提出



交付額確定と助成金支払い  
**（最大600万円）**

### 活用例

- 事業場内最低賃金が1,040円（1,050円未満）→ **助成率 4/5**
- 8人の対象労働者を1,130円まで引き上げ（90円コース）→ **助成上限額 450万円**
- 設備投資などの額は600万円  
→ **450万円**が支給されます。

# 令和8年度 業務改善助成金のしくみ案内

## 最低賃金引き上げの支援策

（令和7年度の内容から一部変更がありますので、詳細はホームページ等でご確認ください。）

### 「事業場内で最も低い賃金

（令和8年度改定の香川県最低賃金\*

未満であること）」を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します（下表参照）。

\* 令和8年9月初旬頃に決定の見込み（以下同じ）

### ● 引き上げ額と助成上限額

引き上げ額	助成上限額*
50円以上	30～130万円
70円以上	40～300万円
90円以上	90～600万円

※ 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げる対象労働者（雇用保険被保険者が対象）の人数等によって決まります。

### ● 助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

### ● 申請期間と賃金引き上げ期間

申請期間	令和8年9月1日～ 香川県最低賃金発効日*の前日又は 11月30日のいずれか早い日まで
賃金引き上げ 期間	令和8年9月1日～ 香川県最低賃金発効日*の前日まで
事業完了 期限	交付決定年度の <b>1月31日</b> (令和8年度の場合:令和9年1月31日)

注) 上記の申請期間等にご留意の上、  
申請等の手続きをお願いします。

業務改善助成金についてご不明な点は、

**業務改善助成金コールセンター**

までお問い合わせください。

電話：0120-366-440

（受付時間 平日 9:00～17:00）



交付申請書等の提出先

**香川労働局助成金センター**

高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟12階

電話：087-823-0505

（2026年4月版）